

A種（図版13-190・191）：2つの研磨面で形成された稜の内角が180度により近い値を示すもの。

表面のほぼ全面に研磨が施されていることから、より製品に近い形状であると言える。

B種（図版13-192・193）：稜の内角が鋭角もしくは90度に近い角度をなすもので、研磨が側面の一部のみに留まるため、剥離面が残される。

A種は、表面に残った稜を研磨によって除去する直前に穿孔を行った資料と判断され、最終仕上げ直前の工程品と言えよう。一方B種は、1部分のみの研磨で、石器表面にまだ剥離面を残したままであることから、A種よりも前段階の工程品と位置づけがちである。しかし、すでに穿孔が行われていることに注目すると、B種→A種という単純な製作順序を想定することができない。いずれも穿孔時に破損していることから、4点と例数は少ないながらも、穿孔段階には大きく2つの形態があつた可能性がある。この2者が、製作者の意図するところではない偶発的に形成されたバラエティーであるのか、あるいは製作者のクセや製作技法の違いを反映しているか、資料的制約からここで判断することはできない。

県内における他遺跡の資料と比較してみると、新穂技法に代表される弥生時代の管玉製作や、本遺跡以外の古墳時代遺跡に認められる玉作関連資料の中でA種が一般的に認められるものの、B種は検索することはできなかった。資料実見を伴う悉皆調査を経ていないため不確定要素を含むが、B種は当該期において一般的な工程品ではない可能性がある。本遺跡の管玉製作を特徴づける資料と言えるかも知れない。

以上の検討から、「原石打割→素材剥片選択→研磨→穿孔→仕上げ→完成」という工程が復元され、これは、滑石を多用する素材選択に大きく起因すると考えられる。しかし、資料的制約から、A種・B種の違いの成因については明らかにできなかった。今後は資料の増加を待ち、この工程案を修正・追認していく必要がある。

## 2) 勾玉について

第41図 勾玉・剥片類 厚幅比分布

本遺跡からは製品1点、未完成品2点が出土しており、それら全て滑石製である。勾玉についても先述した管玉のように、「原石打割→素材剥片選択→研磨→穿孔→仕上げ」といった工程が推測されるが、未完成品2点について見ると、研磨作業後に剥離による二次加工が施されている。これも整形作業の一つとしてここでは理解し、よってここでは、勾玉製作工程について、「原石打割→素材剥片選択→研磨・剥離→穿孔→仕上げ」という一連の工程を提示する。

## B 内磨砥石について

先述のとおり、本遺跡では40点の内磨砥石が出土している。その中には内磨砥石の素材となるものも含まれているが、この点数は周辺遺跡と比較しても非常に多量と言える。また、内磨砥石は、従来勾玉内側の屈曲部を研磨したものと言われているが、本遺跡出土のものは形態や砥面形成部位、砥面の状態から見ても、バラエティーが多く、機能・用途が全て同一であったとは考えにくい。ここでは、事実記載の項での分類基準に基づき、内磨砥石の機能に関して若干の考察を行ってみよう。

### 1) 「浜山型内磨砥石」の特徴

「浜山型内磨砥石」は、富山県朝日町浜山遺跡報文中において命名された〔寺村ほか1969〕。それによると、「上縁(=砥面、筆者加筆)が凸状にかつ特徴のある微波状縁を呈し、摩滅している」との説明がなされている。新潟県内では、糸魚川市田伏遺跡〔関1972〕、笛吹田遺跡〔安藤ほか1978〕、大角地遺跡〔寺村ほか1979〕等の古墳時代遺跡においてその出土が認められ、県内では糸魚川市域に分布が集中している。田伏遺跡報文では、「砂岩または安山岩を打割った大形の剥片を利用し、側面はかならず一方に自然面をもち、砥面は「打撃を加えた衝撃点の反対側に形成され、磨面は微波状を呈している」とされ、「浜山型内磨砥石」の素材や用い方についても言及されている。

以上4遺跡出土の「浜山型内磨砥石」を見ると、以下の特徴を挙げることができる。

- ①砂岩や安山岩製の剥片を素材としている(大角地遺跡においては、蛇紋岩製のものが1点存在する)。
- ②砥面形成部位は、側面部にのみ砥面が形成されているもの、側面部と石器表面に砥面が形成されているものの2者がある(報告書掲載資料)。
- ③平砥石や筋砥石として使用した痕跡を残すものも少量ながら存在する。

### 2) 横マクリ遺跡出土の内磨砥石

本遺跡から出土した内磨砥石には、これまで指摘されてきた以外にもいくつかの特徴を見出すことができる。本遺跡では、形態・二次加工有無・砥面形成部位などから次のように分類することができる。

I類：内磨砥石の素材となりうるもので、ほぼ無加工のものをここに一括した。砂岩製の貝殻状剥片で、二次加工と断定できないような細かな剥離痕が観察できる資料についても、本分類に含めた。

II類：素材に二次加工のみ施されており、砥面を形成しないもの。この二次加工は、縁辺部や打点付近に施されていることから、縁辺部の調整や打点の除去等が目的であったと考えられる。

III類：素材に砥面が観察できるもの。砥面と二次加工の双方が観察できる資料についても、本分類に含めている。なお、砥面の形成部位によって以下のように細分した。

III-1類：素材の縁辺部とその付近に砥面が形成されているもの。狭義の内磨砥石、もしくはそれに極めて近い特徴をもつものである。

III-2類：素材の表裏面のいずれか、もしくは表裏両面と、縁辺部に砥面が形成されているもの。

III-3類：素材の表裏面のいずれか、もしくは表裏両面に砥面が形成されているもの。縁辺部に砥面は観察できない。

III-4類：素材のほぼ全面に砥面が形成されているもの。両側縁はほぼ平行し、形状は薄い板状を呈している資料がほとんどで、形状には一定の斉一性が認められる。この点から、本類が定型的な砥石として製作された可能性が考えられる。

IV類：風化等で砥面・二次加工の観察が困難であるため、分類不可のものを一括した。なお、風化はしているが砥面・二次加工が観察可能なものについては、それぞれの分類に含めている。

以上を概観すると、I類は内磨砥石の素材剥片、II類は素材に二次加工が施されているものであることから、I・II類は内磨砥石の素材もしくは未成品と認定することができよう。よって以下では、III類についてのみを対象として、本遺跡における内磨砥石の特徴について見ていく。

### 3) 内磨砥石Ⅲ類について

Ⅲ類とした内磨砥石は総点数24点で、砥面形成部位や砥面形成のあり方が多様であるため、以下の細分が可能である。

**Ⅲ-1類** 5点出土している。素材の縁辺部とその付近に砥面が形成されている。縁辺部に見られる砥面は全ての資料において打点部とは反対側に形成され、その砥面は微波状を呈している。この点においては、本分類が、浜山遺跡出土資料中に見られるような「浜山型内磨砥石」の範疇に含まれると考えられる。

**Ⅲ-2類** 5点出土している。素材の表裏面のいずれか、もしくは表裏両面と、縁辺部に砥面が形成されているもの。縁辺部の砥面はⅢ-1類同様、打点部とは反対側の位置に形成されていることから、Ⅲ-1類と同様の機能が窺える。また石器の表裏面に観察される砥面は、石器の高まった部分にのみ観察される事から、石器表面を平坦にする目的と平砥石としての機能があったと推察される。

**Ⅲ-3類** 6点出土している。素材の表裏面のいずれか、もしくは表裏両面に砥面が形成されているもので、縁辺部に砥面は観察できない。石器の表面にのみ砥面が観察される資料は、大型の筋砥石の砥面更新の際に生じた剥片であると考えられるが、裏面にも砥面が形成されるものについては、剥離後に更に砥石として使用したものである。

**Ⅲ-4類** 8点出土しており、接合して5点となる。素材のほぼ全面に砥面が形成されているもので、両側縁はほぼ平行し、形状は薄い板状を呈している。また、形状には一定の齊一性が認められる。よって本分類は、定型的な砥石として製作されていた可能性が考えられる。また、小型の凝灰岩製筋砥石（図版13-201）との形態的類似性が注目される。

以上が、本遺跡出土の内磨砥石の特徴である。Ⅲ-1・Ⅲ-2類については、他遺跡で内磨砥石とされるものと共に通する点が多い。一方、Ⅲ-3類については、筋砥石の砥面更新を行って廃棄された剥片と考えられるが、類例が検索できない。単なる剥片と認識され、掲載されていない可能性があろう。さらに、Ⅲ-4類も周辺遺跡での出土例が無いため、糸魚川市周辺地域に普遍的に分布するものか否か判断することができない。しかしながら、逆にこのような砥石が周辺遺跡に見られないことが、本遺跡を特徴づける要素の一つになり得るかも知れない。小型凝灰岩製筋砥石（201）と酷似する点や、携帯性に適した法量などから、Ⅲ-4類を流通を前提とした製品と考えるのは想像を逞しくしすぎだろうか。もちろん、上記の論を展開するためには資料的制約があまりにも多く、想像の域を出ない。しかし本遺跡から、内磨砥石の中心的分布域のなかでも、特に多くの内磨砥石とその未成品が出土したことを勘案すると、砥石製作の可能性は指摘しておかねばなるまい。今後の資料の増加に期待したい。